

# お問合せ先など

## ■一般廃棄物収集運搬業者(許可品目:ごみ)一覧

名 称	所 在 地	電 話 番 号
(株)摂津	尼崎市東塚口町2-4-27	06-6429-1818
(株)阪神衛生	尼崎市西立花町2-30-12	06-6417-8220
(有)松川衛生	尼崎市菜切山町53	06-6438-0291
(有)清菱	尼崎市南武庫之荘12-13-13	06-6437-0660
(有)宮城衛生	尼崎市南武庫之荘12-20-7	06-6437-5117
(有)荒木衛生	尼崎市浜田町1-2	06-6417-0775
(有)森衛生	尼崎市下坂部3-7-12	06-6493-5270
(株)飯尾	尼崎市西川1-1-18	06-6498-3165
(有)沖田実業	尼崎市水堂町4-9-23	06-6430-9628
尼崎商業事業(株)	尼崎市東海岸町1-52	06-6409-1005
(公財)尼崎環境財団	尼崎市東海岸町1-120	06-6409-1313

## ■参考:古紙専門業者の一例(尼崎市資源集団回収運動登録業者)

令和4年8月時点

名 称	所 在 地	電 話 番 号	持 込
大道商店	尼崎市長洲中通3-22-11	06-6481-5432	
回収センターかいこ組合	尼崎市東初島町24-3	06-6482-1774	
共栄紙業(株)	尼崎市南武庫之荘10-7-9	06-6437-0180	●
三愛紙業	尼崎市若王寺2-19-3	06-6496-6391	
鈴木商店	尼崎市次屋1-19-7	06-6498-1044	
あおぞら商会	西宮市甲子園高潮町7-8セレニテ甲子園I-401	090-6665-7405	●
大本紙料(株)	神戸市東灘区向洋町東3-17	078-857-2222	●
岡本商店	大阪市西淀川区佃3-9-29	06-6471-3415	
かみいちサービス(株)	摂津市別府1-17-30	06-6827-5700	
(株)さつき	大阪市大正区鶴町4-12-27	06-6552-7272	●
(有)谷山商店	大阪市都島区大東町1-14-13	06-6921-4303	●
玉木紙料(株)	大阪市西淀川区福町2-5-43	06-6474-9811	●
(株)タマヨリ	伊丹市池尻7-154	06-6437-0180(共栄紙業(株)内)	●
(有)仲商店	神戸市中央区脇浜町2-6-5	078-221-1172	●
マツダ(株)	尼崎市東初島町21	06-6487-0348	●
丸政紙業(株)	大阪市旭区赤川1-5-13天理マンション1F	06-6925-5772	●

## ■NPO法人あまがさきエコクラブお問合せ先

名 称	所 在 地	F A X 番 号	E - m a i l
NPO法人あまがさき エコクラブ	尼崎市昭和通3-96 尼崎商工会議所ビル5階 (一社)尼崎青年会議所内	06-6413-5406	info@ecoama.jp

## ■産業廃棄物収集運搬業又は処分業の許可を受けた業者に関するお問合せ先

名 称	内 容	所 在 地	電 話 番 号
一般社団法人 兵庫県産業資源循環協会	・産業廃棄物処理業者の紹介 ・manifestの頒布 ・各種講習会の申込み	神戸市中央区栄町通2-4-14 日栄ビル3階	TEL 078-381-7464 FAX 078-381-7350

## ■事業系廃棄物に関するお問合せ先

名 称	内 容	所 在 地	電 話 番 号
尼崎市経済環境局環境部 資源循環課	・一般廃棄物の処理に関すること ・一般廃棄物収集運搬業者に 関すること	〒660-0842 尼崎市大高洲町8番地	TEL 06-6409-1341 FAX 06-6409-1277
尼崎市経済環境局環境部 産業廃棄物対策担当	・産業廃棄物の処理に関すること ・産業廃棄物処理業の許可に 関すること	〒660-8501 尼崎市東七松町1-23-1	TEL 06-6489-6310 FAX 06-6489-6300
尼崎市経済環境局環境部 クリーンセンター	・一般廃棄物の自己搬入の 相談、予約	〒660-0843 尼崎市東海岸町16-1	TEL 06-6409-0101 FAX 06-6409-1721

尼崎市 経済環境局 環境部 資源循環課、産業廃棄物対策担当

市のホームページアドレス <https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/>

※最新の情報はホームページをご覧ください。編集・発行/令和5年(2023年)1月 尼崎市



# 事業系廃棄物適正処理

## ルールブック 保存版



### 事業系廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物



工場、事務所、小売店、飲食店、官公庁、学校、NPO法人、  
病院、社会福祉施設、宗教団体、農業 などから出る廃棄物

### 家庭系廃棄物

家庭の日常生活で生じた廃棄物



#### 事業系一般廃棄物

生ごみ、木くず、紙資源 など



#### 産業廃棄物

廃プラスチック類、廃油、  
金属くずなど20種類



「燃やすごみ」、「びん・缶・ペットボトル」  
「金属製小型ごみ・危険なもの」  
「紙類・衣類」 など



家庭ごみべんりちょうに  
従って処理してください。

このルールブックに従って処理してください。

家庭の日常生活で生じた「家庭系廃棄物」と、事業活動に伴って生じた  
「事業系廃棄物」は、見た目が同じであっても、法令で違う処理をするよう  
決められています。

尼崎市  
Amagasaki City



# 事業系一般廃棄物の処理

次のとおり廃棄物を分別して処理してください

事業系一般廃棄物(可燃ごみ)の処理の流れ **P.10**

事業系紙資源の処理(リサイクル)の流れ **P.12**

## 廃棄物の種類

**【生ごみ】**  
 食品の食べ残り  
 食品の売れ残り  
 飲食店の厨房などから出る調理くず など

**【木くず】**  
 せん定枝・農業作物残さ  
 木製品  
 わりばし など

**【繊維くず】**  
 (天然繊維50%以上)  
 衣服  
 タオル・雑巾  
 天然皮革の靴・カバン など

**【リサイクルできない紙】**  
 汚れやにおいのついた紙  
 写真  
 圧着はがき  
 感熱紙 など

※リサイクルできる紙は事業系紙資源の処理方法に従ってリサイクルしてください。

## 分別区分

事業系一般廃棄物(可燃ごみ)

**P.10**

## 処理方法

### 排出方法

#### 袋に入れる場合

尼崎市指定袋以外の中身の見える透明・半透明の袋を使用してください。



**注意!**  
 尼崎市では、中身の見える袋の使用を指定しています。使用しなかった場合、罰則や事業者名等公表の対象になる場合があります。

#### 袋に入らない場合

ひも等ではばって排出してください。業者との契約で、ごみ箱を用いるなど異なる方法での排出が可能な場合もあります。

#### 袋に入れる場合

尼崎市指定袋以外の中身が見える透明・半透明の袋を使用してください。

#### その他

尼崎市立クリーンセンターに相談してください。

### 収集運搬

#### 処理方法①

尼崎市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者に収集運搬を委託

#### 処理方法②

尼崎市立クリーンセンターまで自ら運搬

### 処分

尼崎市立クリーンセンター

一般廃棄物収集運搬業者に委託する場合 **P.10**  
 または  
 自ら運搬する場合 **P.11**

## 廃棄物の種類

**【紙資源(リサイクルできる紙)】**  
 新聞  
 段ボール  
 OA用紙  
 カタログ・雑誌・パンフレット

**【雑がみ】**  
 メモ用紙・ふせん  
 シュレッダー紙  
 封筒・はがき など  
 機密文書

**注意!**  
 事業系紙資源は事業系一般廃棄物(可燃ごみ)と分別してリサイクルする必要があります。  
 事業系紙資源を事業系一般廃棄物(可燃ごみ)として処理した場合、罰則や事業者名等公表の対象になる場合があります。

## 分別区分

事業系紙資源

**P.12**

## 処理(リサイクル)方法

### 排出方法

収集運搬を委託する業者によって、事業系紙資源の排出方法は異なります。排出方法は収集運搬を委託する業者にご相談ください。

### 収集運搬

#### 処理方法① **P.13**

古紙専門業者又は尼崎市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者に収集運搬を委託

#### 処理方法② **P.14**

古紙専門業者まで自ら運搬

#### 処理方法③ **P.14**

NPO法人あまがさきエコクラブに収集運搬を委託

### 処分

古紙専門業者

# 産業廃棄物の処理

次のとおり廃棄物を分別して処理してください

産業廃棄物の処理の流れ

**P.15**

## 廃棄物の種類

**【プラスチック類】**  
 ビニール袋  
 発泡スチロール  
 プラスチック製の容器 など  
 PPバンド

**【金属】**  
 金属製品  
 スプレー缶  
 一斗缶 など

**【油】**  
 廃油 など

**【ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器類】**  
 ガラス製品  
 鏡  
 陶磁器 など

**【小型家電製品】**  
 電話機 など

**【電池類】**  
 乾電池  
 バッテリー など

**【水銀使用製品】**  
 蛍光灯 など

**【びん・缶・ペットボトル】** **P.21**  
 びん  
 缶  
 ペットボトル

産業廃棄物(20種類のいずれかに該当)

許可を受けた産業廃棄物処理業者に処理を委託

**P.6**

**P.15**

**注意!**  
 産業廃棄物は事業系一般廃棄物と分別して処理する必要があります。  
 産業廃棄物を事業系一般廃棄物として処理した場合、罰則の対象になる場合があります。

各種リサイクル法に基づく回収ルートがあるもの **P.22**

パソコン  
 家電リサイクル法対象品目 (エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機 など)  
 小型充電式電池

※本ルールブック中の矢印 **P.00** は、詳しく書かれたページを表しています。

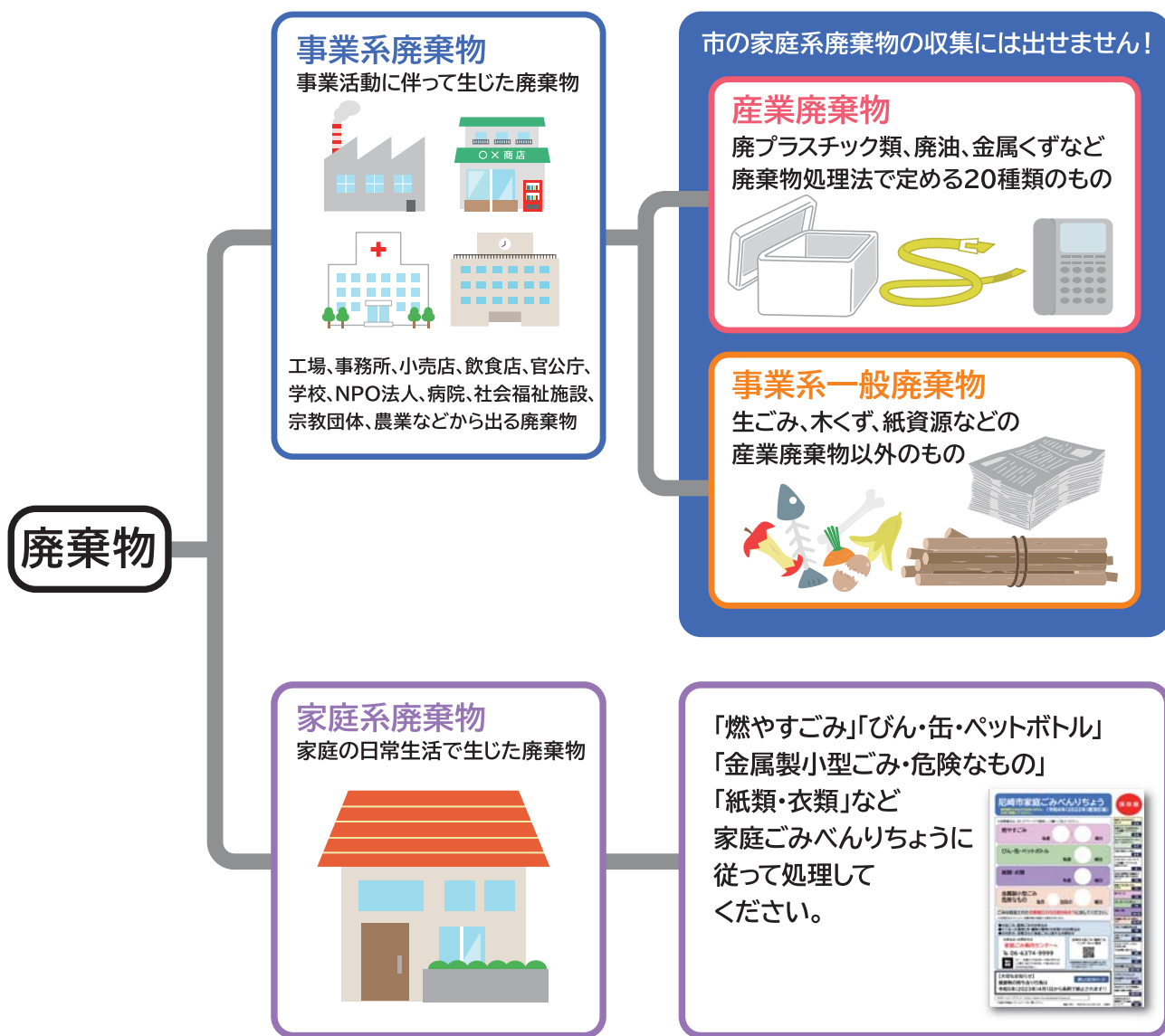
※この冊子では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」のことを「廃棄物処理法」と記載しています。また、「尼崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」(令和5年(2023年)4月1日施行)のことを「市条例」と記載しています。

# 廃棄物の定義と分類

## 事業系廃棄物と家庭系廃棄物

### 廃棄物の定義

「廃棄物」とは、占有者が自分で利用したり、他人に有償で売却したりすることができないために不要となった固形状又は液状のものをいいます。



- 廃棄物は発生源によって「事業系廃棄物」と「家庭系廃棄物」に分類されます。
- 事業系廃棄物は、事業者自ら適正に処理しなければならず、少量であっても、また、家庭系廃棄物と見分けがつかないものであっても、市が行う家庭系廃棄物の収集には出せません。 P.8



### 住居と店舗が同じ建物の場合でも、廃棄物は別々に処理しなければなりません

住居と店舗が一体であっても、店舗部分から生じる事業系廃棄物と、家庭の日常生活から生じる家庭系廃棄物はそれぞれの処理方法に従って処理する必要があります。



## 産業廃棄物と事業系一般廃棄物

### 産業廃棄物

廃棄物処理法で産業廃棄物として定められたもの

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など廃棄物処理法で定める20種類のもの（P.6）をいいます。さらに、この中でも、爆発性、毒性、感染性などのあるものが特別管理産業廃棄物として定められており、それぞれ管理や処理方法が異なります。（P.7）

### 事業系一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいいます。事業系一般廃棄物は生ごみや木くず、リサイクルできない紙などの事業系一般廃棄物（可燃ごみ）と、新聞や段ボールなどの事業系紙資源などに分類されます。

- 事業系廃棄物は、廃棄物の種類によって、「産業廃棄物」と「事業系一般廃棄物」に分類されます。
- 店舗や事務所から出るプラスチック製品や金属製の文具、梱包材なども産業廃棄物に該当します。
- 事業系一般廃棄物と産業廃棄物は処理を行うための契約がそれぞれに必要です。
- 事業活動を行う限り、発生する廃棄物の処理には必ず費用が発生します。



# 産業廃棄物の種類

種類	具体的な例
1 燃え殻	石炭がら、コークス灰、重油灰、廃活性炭(不純物が混在すること等により泥状のものは汚泥)、産業廃棄物の焼却残渣、炉内掃出物、煙道等に付着したすす等
2 汚泥	メッキ汚泥、工場排水等処理汚泥、各種製造業の製造工程で生じる泥状物、ベントナイト汚泥等の建設汚泥、上・下水道汚泥、製紙スラッジ、中和汚泥、ケイ藻土かす、凝集沈澱汚泥、生コン残さ等
3 廃油	廃潤滑油、廃洗浄油、廃切削油、廃燃料油(灯油、軽油、重油)、廃食用油、廃溶剤(シンナー、アルコール類)、タールピッチ類等
4 廃酸	廃硫酸、廃塩酸、廃硝酸、廃クロム酸、廃塩化鉄、廃有機酸(酢酸、蔞酸)、写真定着液、pH7未満の廃液
5 廃アルカリ	廃苛性ソーダ液、写真現像液、アルカリ洗浄工程その他のアルカリ性廃液、pH7を超える廃液
6 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくずなど合成高分子系化合物、塗料かす(固形状のもの)、廃イオン交換樹脂、廃タイヤ、フィルムシート、接着剤かす、梱包用PPバンド、ポリひも、ポリトレイ等
7 紙くず ※	パルプ、紙又は紙加工品製造業・新聞業(新聞巻取紙を使用するもの)・出版業(印刷出版)・製本業、印刷物加工業から排出される紙等くず、建設業から排出される工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた紙くず
8 木くず ※	木材又は木製品製造業・家具製造業・パルプ製造業・輸入木材卸売業・物品賃貸業から排出される木材片、おがくず、パーク類等、建設業から排出される工作物の新築、改築又は工作物の除去に伴って生じた木くず(貨物の流通のために使用したパレット(パレットへの貨物の積付けのために使用した梱包用の木材を含む。))
9 繊維くず ※	繊維工業(衣服その他の繊維製品製造業を除く。)から排出される木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず、建設業から排出される工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた繊維くず
10 動植物性残さ ※	食料品製造業、飲料・飼料・有機質肥料製造業、医薬品製造業、香料製造業において生ずる動物性又は植物性の残さであって、あめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獣のあら等
11 動物系固形不要物 ※	と畜場及び食鳥処理場において生ずる骨等の残さ
12 ゴムくず	天然ゴムくず(合成ゴムくずは廃プラスチック類に分類)
13 金属くず	切削くず、ダライ粉、空き缶、スクラップ等
14 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず、耐火レンガくず、陶磁器くず、セメント製品くず、破損ガラス、生コン残さの脱水固化物等(コンクリートくずは、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)
15 鉱さい	鋳物廃砂、スラグ、ノロ、ボタ、不良鉱石、フラックスかす等
16 がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片、その他これに類するものを含むもの(コンクリート・アスファルトの破片等)(もっぱら土地造成の目的となる土砂に準じた物を除く。)
17 動物のふん尿 ※	畜産農業から排出される牛、馬、豚等のふん尿
18 動物の死体 ※	畜産農業から排出される牛、馬、豚等の死体
19 ばいじん(ダスト類)	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設、汚泥・廃油・廃酸・廃プラスチック類・その他の産業廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設(乾式、湿式)によって捕集されたもの
20 処分するために処理したもの(政令第2条第13号産業廃棄物)	1～19に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの(コンクリート固型化物など)

注)※は、表記の業種以外の業種から排出されるものは、事業系一般廃棄物となります。 **P.7**

事業活動に伴って生じた廃棄物が、上記の20種類の産業廃棄物に該当するかは材質や性状を見てご判断ください。上記の20種類の産業廃棄物に該当しないものが事業系一般廃棄物です。

# 業種によって産業廃棄物となるものがあります

産業廃棄物に分類される20種類の廃棄物のうち、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、動物のふん尿、動物の死体の7種類の廃棄物については、以下の特定の業種を営む事業者が排出する場合に限り、産業廃棄物として処理しなければなりません。

## 紙くず

- 建設業に係るもので、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの
- パルプ・紙・紙加工品製造業、新聞業(新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。)、出版業(印刷出版を行うものに限る。)、製本業、印刷物加工業で生じたもの

## 木くず

- 建設業に係るもので、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの
- 木材・木製品製造業、パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品賃貸業で生じたもの

貨物の流通のために使用した木製パレットは、上記の業種を問わず、産業廃棄物に該当します。

## 繊維くず

- 建設業に係るもので、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの
- 繊維工業(衣服その他の繊維製品製造業を除く。)で生じたもの

## 動植物性残さ

- 食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業等で原料として使用した動植物の固形状の不要物

個人消費者に直接販売するための製造を行う事業所及び飲食店は食料品製造業には該当しません。

動物系固形不要物、動物のふん尿、動物の死体に関しては **P.6** を参照してください。

# 特別管理産業廃棄物

廃棄物処理法では、「産業廃棄物」のうち下表に示すように、爆発性、毒性、感染性、その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものを「特別管理産業廃棄物」として区分しています。これらの取扱いには管理責任者を設置するなど、特に注意を要します。

主な分類	性状
廃油	燃焼しやすい廃油(揮発油類、灯油類、軽油類等、概ね引火点70℃未満の廃油)
廃酸	著しい腐食性を有するもの(pH2.0以下)
廃アルカリ	著しい腐食性を有するもの(pH12.5以上)
感染性産業廃棄物	感染性病原体を含むか、付着している又はそのおそれのある産業廃棄物
特定有害産業廃棄物	廃PCB等、PCB汚染物、廃水銀等、廃石綿等、重金属類等又はダイオキシン類を含む産業廃棄物

## 特別管理産業廃棄物の管理について

取扱いに特に注意が必要な特別管理産業廃棄物の処理を適正に行うため、特別管理産業廃棄物管理責任者を設置しなければなりません。(廃棄物処理法第12条の2第8項)

### 違反すると

管理責任者を設置しなかった者に対しては、30万円以下の罰金

### ■特別管理産業廃棄物管理責任者の役割

- 特別管理産業廃棄物の排出状況の把握
- 特別管理産業廃棄物処理計画の立案
- 適正な処理の確保

(保管状況の確認、委託業者の選定や適正な委託の実施、産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付や保管等)

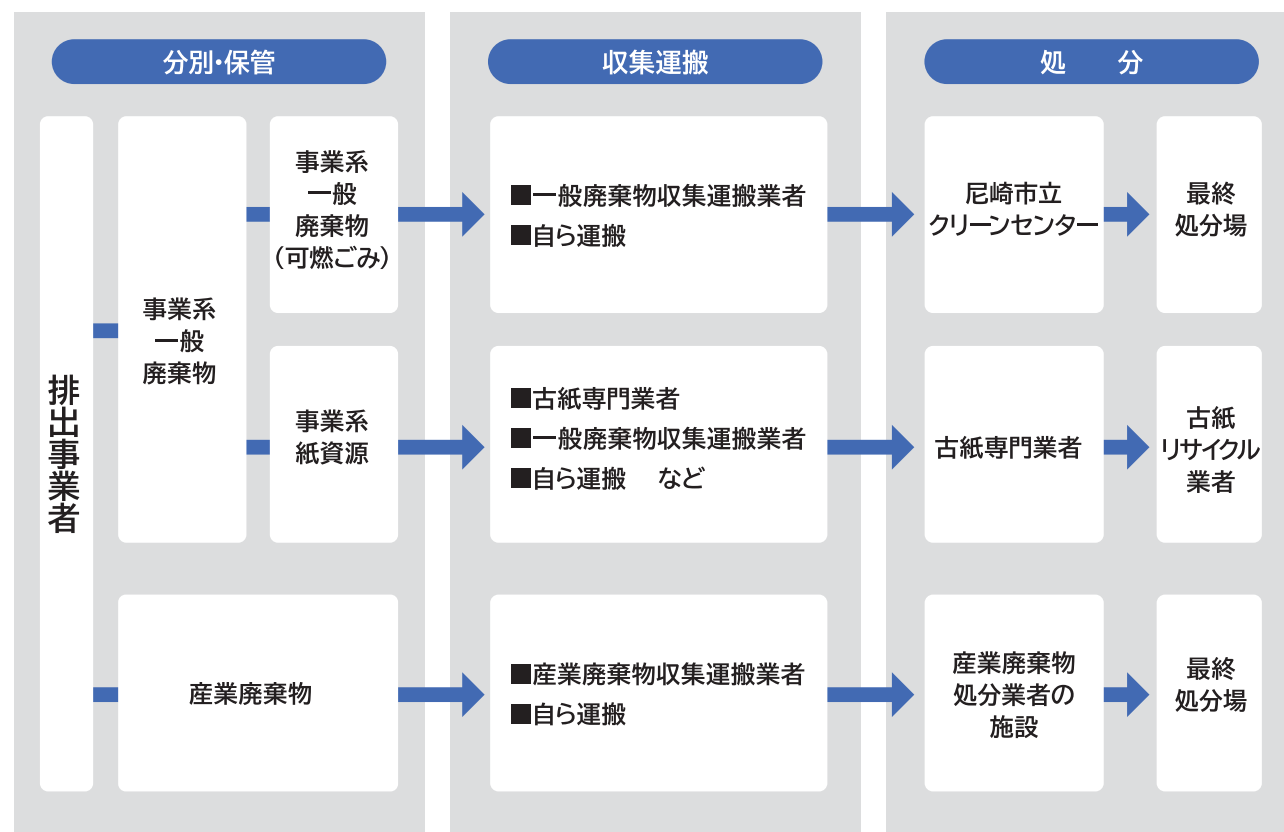
# 事業者の適正処理の責務

**事業者は、事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないと廃棄物処理法で定められています。**

## 廃棄物処理法第3条（事業者の責務）

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

## ● 廃棄物の処理の流れ



- 事業活動に伴って生じた廃棄物は、「分別・保管」、「収集運搬」、「処分」の順で処理が行われます。
- 事業者には、これらの過程を適正に行うことが責務として定められているとともに、適正な処理が行われるよう様々な義務（ルール）が定められています。
- 基本的な義務に関しては **P.9** を参照してください。



## 不法投棄や野外焼却(野焼き)は犯罪です

廃棄物の不法投棄や野外焼却(野焼き)には、厳しい罰則が科せられます。処理を委託した業者が不法投棄を行った場合であっても、排出した事業者の責任が問われることがあります。

**違反すると**

不法投棄や野外焼却(野焼き)を行った者に対しては、5年以下の懲役や、1,000万円以下の罰金(法人には3億円以下の罰金)



## ● 事業者の適正処理に関する義務

### 事業系一般廃棄物の分別等

事業系一般廃棄物

事業者は、一般廃棄物処理計画に定める分別区分や排出方法に従い事業系一般廃棄物を処理しなければならない。(市条例第7条第2項)【令和5年(2023年)4月1日から施行】

**違反すると**

指導・勧告・命令の対象となり、命令に違反した者に対しては、事業者名等の公表及び2,000円以下の過料

### 保管基準の遵守

産業廃棄物

事業者は、産業廃棄物が運搬されるまでの間、保管基準に従い保管しなければならない。(廃棄物処理法第12条第2項、施行規則第8条)

**違反すると**

改善命令の対象となり、命令に違反した者に対しては、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金

### 許可を受けた処理業者への委託

事業系一般廃棄物

産業廃棄物

事業者は、廃棄物の処理を委託する場合、廃棄物処理業の許可を受けた業者に委託しなければならない。事業系一般廃棄物と産業廃棄物では、許可が異なるため、廃棄物の種類に応じて、許可を受けた処理業者を適正に選ぶ必要があります。(事業系一般廃棄物の処理委託基準:廃棄物処理法第6条の2第6、7項、施行令第4条の4)(産業廃棄物の処理委託基準:廃棄物処理法第12条第5～7項、施行令第6条の2)

**違反すると**

- 許可業者以外の者に委託:5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金
- 上記以外の委託基準違反:3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金

### 最終処分までチェック

産業廃棄物

事業者は、産業廃棄物処理業者に産業廃棄物の処理を委託すれば終わりではありません。最終処分まで適正に処理が行われたか確認するよう努めなければならない。(廃棄物処理法第12条第7項)

# 事業系一般廃棄物(可燃ごみ)の処理

## 事業系一般廃棄物(可燃ごみ)の種類

### 【生ごみ】



食品の食べ残しや  
売れ残り・調理くず

### 【木くず】



せん定枝・農業作物残さ  
・木製品・わりばし

### 【繊維くず】



天然繊維50%以上の衣服や  
タオル・天然皮革の靴やカバン

### 【リサイクルできない紙】



汚れやにおいのついた紙  
・写真・圧着はがき・感熱紙 など

事業系紙資源や産業廃棄物、びん・缶・ペットボトルはそれぞれ処理方法が異なります。

事業系紙資源の処理(リサイクル) P.12

産業廃棄物の処理 P.15

びん・缶・ペットボトルの処理 P.21

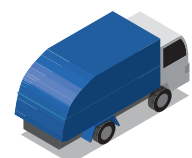
**注意!** 事業系紙資源や産業廃棄物、びん・缶・ペットボトルを分別せず、事業系一般廃棄物(可燃ごみ)として処理した場合、廃棄物処理法、市条例違反として罰則・事業者名等公表の対象になる場合があります。

### 処理方法 ①

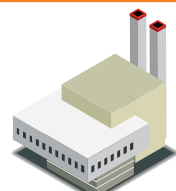
尼崎市の許可を受けた  
一般廃棄物収集運搬  
業者に収集運搬を委託

### 処理方法 ②

尼崎市立  
クリーンセンターまで  
自ら運搬



尼崎市立クリーンセンター



## 処理方法 ①

尼崎市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者に収集運搬を委託する場合

### 排出方法

尼崎市指定袋以外の中身の見える  
透明・半透明の袋に入れて排出してください。



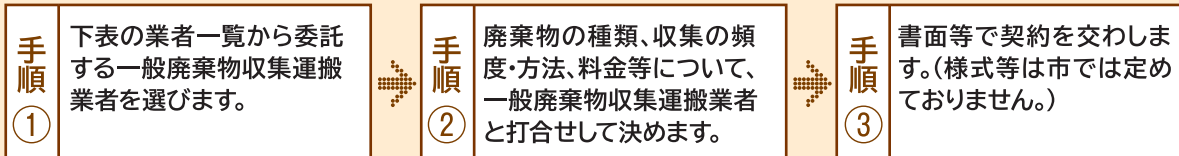
**注意!** 尼崎市では、中身が見える透明・半透明の袋の使用を指定しています。使用しなかった場合、市条例違反として罰則・事業者名等公表の対象になる場合があります。

【袋に入らない場合】 ひも等でしばって排出してください。業者との契約で、ごみ箱を用いるなど、異なる方法での排出が可能な場合もあります。

【大きさ】 せん定木くず、角材及び丸太は長さ50cm以下、直径10cm以下に切断して排出してください。量は三等分に切断して搬入してください。(スタイロ畳などプラスチック素材を使用した量は産業廃棄物処理業者に処理を委託してください。尼崎市立クリーンセンターには搬入できません。)

## 委託方法

尼崎市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者(許可品目:ごみ)と契約する必要があります。



## 尼崎市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者(許可品目:ごみ)

名称	所在地	電話番号	名称	所在地	電話番号
(株)摂津	東塚口町2-4-27	06-6429-1818	(有)森衛生	下坂部3-7-12	06-6493-5270
(株)阪神衛生	西立花町2-30-12	06-6417-8220	(株)飯尾	西川1-1-18	06-6498-3165
(有)松川衛生	菜切山町53	06-6438-0291	(有)沖田実業	水堂町4-9-23	06-6430-9628
(有)清菱	南武庫之荘12-13-13	06-6437-0660	尼崎商業事業(株)	東海岸町1-52	06-6409-1005
(有)宮城衛生	南武庫之荘12-20-7	06-6437-5117	(公財)尼崎環境財団	東海岸町1-120	06-6409-1313
(有)荒木衛生	浜田町1-2	06-6417-0775			

## 知っていますか?

一般廃棄物収集運搬業者に支払う料金には、  
事業系一般廃棄物(可燃ごみ)の「収集運搬料金」と「処分料金」が含まれます。



- 「収集運搬料金」は、一般廃棄物収集運搬業者が排出場所から廃棄物を収集し、尼崎市立クリーンセンターまで運搬するときにかかる料金です。料金は各一般廃棄物収集運搬業者によって異なります。また、排出量や収集頻度などの条件によっても異なります。
- 「処分料金」は、尼崎市立クリーンセンターで廃棄物を処分するときにかかるクリーンセンター使用料(10kgあたり123円)のことをいい、一般廃棄物収集運搬業者に支払うことで、一般廃棄物収集運搬業者から市に納付されます。
- それ以外にも、清掃や廃棄物の保管容器の貸出しなどのサービスを一般廃棄物収集運搬業者から受けている場合、追加でさらに料金がかかります。

## 処理方法 ②

尼崎市立クリーンセンターまで自ら運搬する場合

### 排出方法

尼崎市指定袋以外の中身の見える透明・半透明の袋を使用してください。  
その他受入基準などの詳細は、尼崎市立クリーンセンターに相談してください。

### 搬入方法

申し込み方法など 3週間前から前日までに尼崎市立クリーンセンターに電話で申し込んでください。  
※月曜日の持込みの申込みは、前週の金曜日まで

TEL:06-6409-0101 午前8時30分から午後5時15分  
(年末年始を除く月から金曜日)

※搬入時間帯ごとに受入件数の制限をしておりますので、ご希望の日時に予約できない場合があります。

持込時間 月曜日から金曜日 祝日を含む。ただし、年末年始は除く。  
午前9時から10時/午後2時から3時の各1時間

持込料金 10kg あたり 123円  
【支払方法】 持込み時に尼崎市立クリーンセンターにて現金支払

# 事業系紙資源の処理(リサイクル)

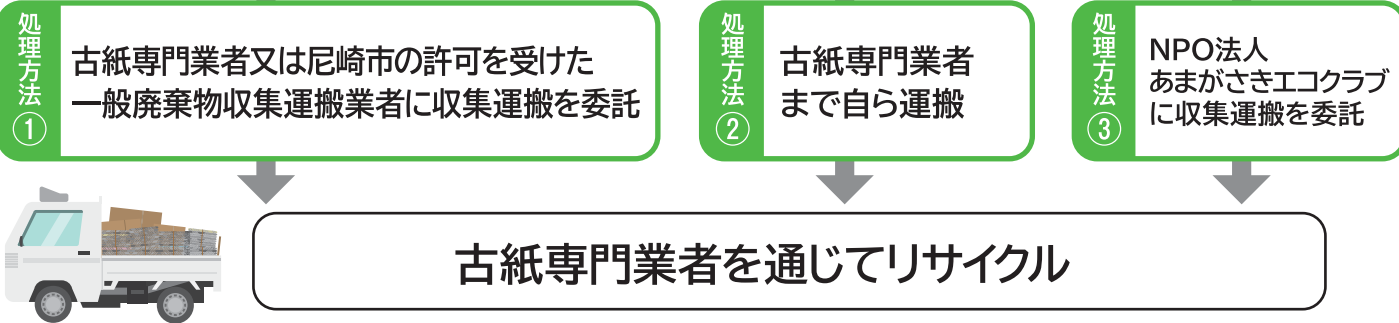
事業系紙資源の処理(リサイクル)

## 事業系紙資源の種類

### 【紙資源(リサイクルできる紙)】



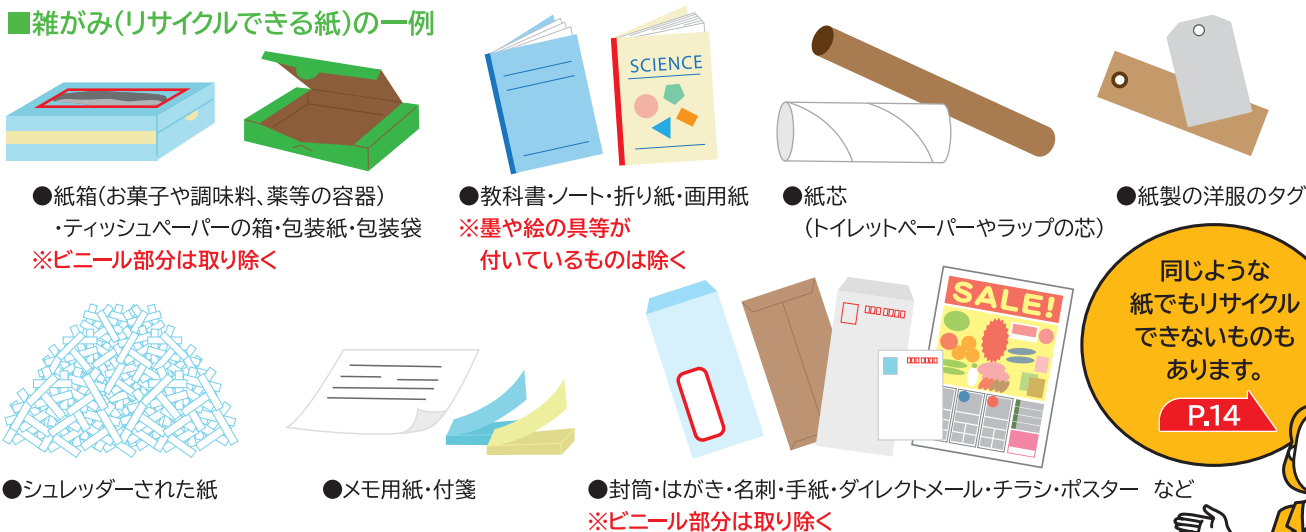
**注意!** 紙資源は事業系一般廃棄物(可燃ごみ)と分別してリサイクルする必要があり、**尼崎市立クリーンセンターには搬入できません。**  
事業系紙資源を分別、リサイクルせず、事業系一般廃棄物(可燃ごみ)として処理した場合、市条例違反として罰則・事業者名等公表の対象になる場合があります。



## 分別ポイント① ~こんな紙もリサイクルできます!~

上記の新聞や段ボールなど以外にも、メモ用紙や空き箱などの紙も雑がみとしてリサイクルできます。事業系一般廃棄物(可燃ごみ)に、これらの雑がみが混ざっていないか確認してください。

### ■雑がみ(リサイクルできる紙)の一例



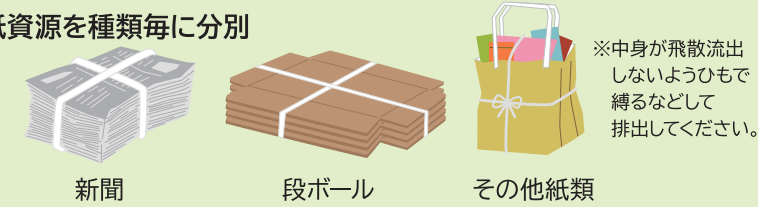
同じような紙でもリサイクルできないものもあります。  
P.14

## 分別ポイント② ~自社に適した排出方法を~

事業系紙資源は収集運搬を委託する業者や契約によって、排出方法が異なります。古紙専門業者又は一般廃棄物収集運搬業者と相談の上、自社に適した事業系紙資源の出し方ができる委託先を選んでください。

### ■事業系紙資源の排出方法の一例

#### 紙資源を種類毎に分別



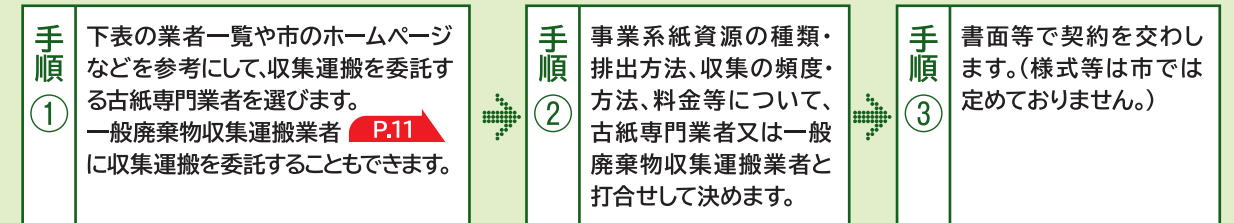
リサイクルできる様々な紙を1つにまとめて出す



## 処理方法① 古紙専門業者又は尼崎市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者に収集運搬を委託する場合

### 委託方法

古紙専門業者又は尼崎市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者(許可品目:ごみ)と契約する必要があります。



参考:古紙専門業者の一例(尼崎市資源集団回収運動登録業者) 令和4年8月時点

名称	所在地	電話番号	持込
大道商店	尼崎市長洲中通3-22-11	06-6481-5432	
回収センターかいこ組合	尼崎市東初島町24-3	06-6482-1774	
共栄紙業(株)	尼崎市南武庫之荘10-7-9	06-6437-0180	●
三愛紙業	尼崎市若王寺2-19-3	06-6496-6391	
鈴木商店	尼崎市次屋1-19-7	06-6498-1044	
あおぞら商会	西宮市甲子園高潮町7-8セレニテ甲子園I-401	090-6665-7405	●
大本紙料(株)	神戸市東灘区向洋町東3-17	078-857-2222	●
岡本商店	大阪市西淀川区佃3-9-29	06-6471-3415	
かみいちサービス(株)	摂津市別府1-17-30	06-6827-5700	
(株)さつき	大阪市大正区鶴町4-12-27	06-6552-7272	●
(有)谷山商店	大阪市都島区大東町1-14-13	06-6921-4303	●
玉木紙料(株)	大阪市西淀川区福町2-5-43	06-6474-9811	●
(株)タマヨリ	伊丹市池尻7-154(共栄紙業(株)内)	06-6437-0180	●
(有)仲商店	神戸市中央区脇浜町2-6-5	078-221-1172	●
マツダ(株)	尼崎市東初島町21	06-6487-0348	●
丸政紙業(株)	大阪市旭区赤川1-5-13天理マンション1F	06-6925-5772	●

※尼崎市に登録している資源集団回収運動業者のうち、本ルールブックに掲載可能な業者の情報を掲載しています。

尼崎市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者(許可品目:ごみ) P.11

## 処理方法② 古紙専門業者まで自ら運搬する場合

### 搬入方法

古紙専門業者の一例 **P.13** のリストのうち、「持込」の項目が丸印になっている業者には、紙資源を持込むことができます。無償又は買取りで受入れる場合もありますので、連絡して持込んでください。

## 処理方法③ NPO法人あまがさきエコクラブに収集運搬を委託する場合

NPO法人あまがさきエコクラブでは、市内の事業系古紙の巡回回収を行い、トイレトーパー「エコあま君ロール」を作製・販売するリサイクルシステムを構築しています。

### 委託方法

同法人が販売する「エコあま君ボックス」や、機密文書の処理が行える「機密文書回収ボックス」を購入する必要があります。「エコあま君ボックス」、「機密文書回収ボックス」や「エコあま君ロール」の購入は、以下のQRコードから申込書をダウンロードの上、FAXにて申込んでください。

回収の流れ



お問い合わせ先 FAX:06-6413-5406 E-mail:info@ecoama.jp

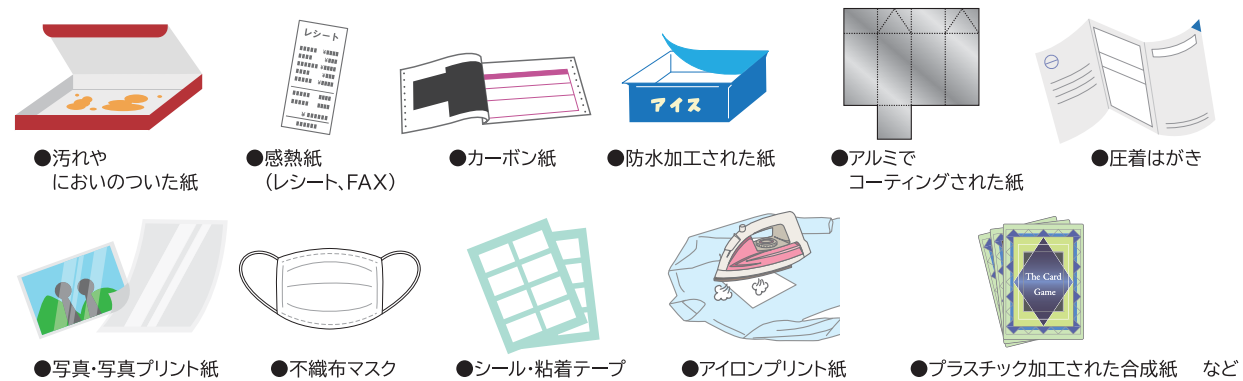


### ■エコあま君ロールって何？

「エコあま君ロール」とは、尼崎市内のお店や事業所などから回収されたオフィス古紙をリサイクルして作った100%古紙再生トイレトーパーのことです。

## ！ これらはリサイクルできません！紙資源に混ぜないで！！

**注意！** 事業系一般廃棄物(可燃ごみ)又は産業廃棄物として処理してください。



リサイクルできない紙の事例は、古紙再生促進センターHPをご覧ください。

[http://www.prpc.or.jp/recycle/waste\\_paper/](http://www.prpc.or.jp/recycle/waste_paper/)

また、リサイクルできない紙の扱いは業者によって一部違いがあります。詳しくは古紙専門業者等にお問合わせください。



紙製容器包装識別マークがついていても、上記の紙に該当する場合は、リサイクルできません。



## 産業廃棄物の処理

### 産業廃棄物の種類



産業廃棄物20種類 **P.6**

### 処理方法①

許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者に収集運搬を委託

### 処理方法②

許可を受けた産業廃棄物処分業者まで自ら運搬

許可を受けた産業廃棄物処分業者

※産業廃棄物収集運搬業者と産業廃棄物処分業者を合わせて、産業廃棄物処理業者といえます。

## 産業廃棄物の事業系一般廃棄物への不適正混入が多く発生しています。

事業活動に伴って生じた廃プラスチックや廃ビニール等は産業廃棄物です。

近年、事業系一般廃棄物とこれら産業廃棄物が混在しているケースが多く確認されています。



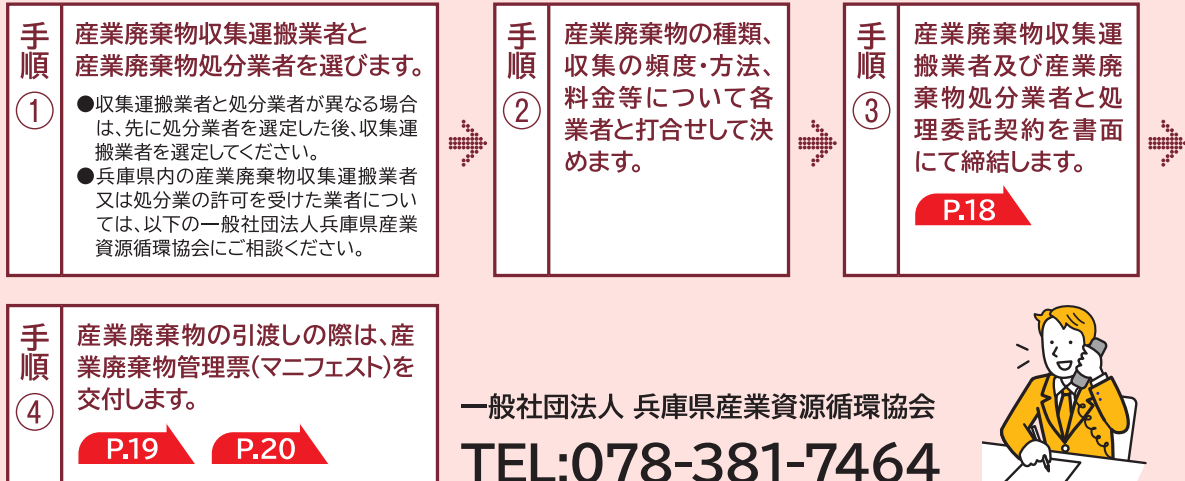
**！** これらは産業廃棄物です。産業廃棄物は事業系一般廃棄物と分別する必要があり、尼崎市立クリーンセンターには搬入できません。

**注意！** 産業廃棄物を分別せず、事業系一般廃棄物(可燃ごみ)として処理した場合、廃棄物処理法違反として罰則の対象になる場合があります。



## 処理方法 ①

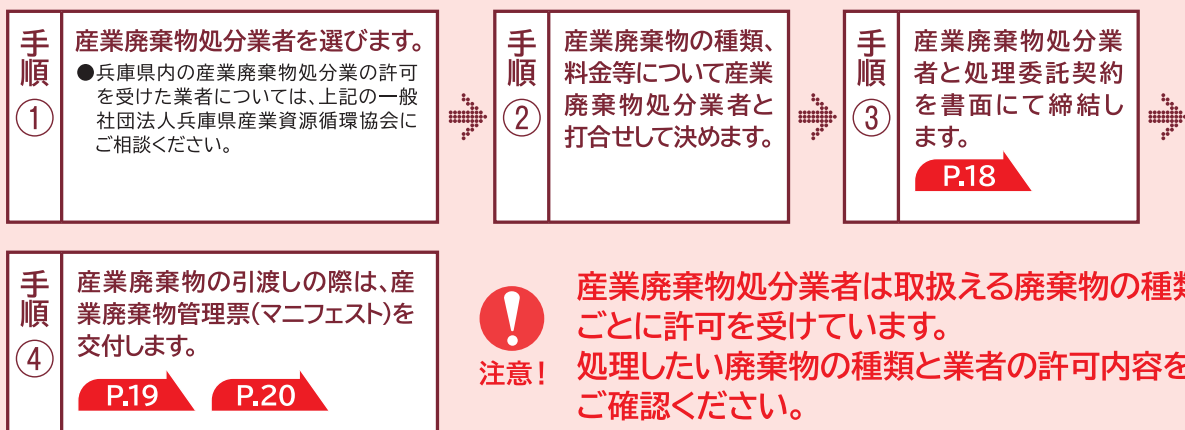
### 許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者に収集運搬を委託する場合



**注意!** 産業廃棄物収集運搬業者と産業廃棄物処分業者は取扱える廃棄物の種類ごとに許可を受けています。処理したい廃棄物の種類と業者の許可内容をご確認ください。

## 処理方法 ②

### 許可を受けた産業廃棄物処分業者まで自ら運搬する場合



#### 産業廃棄物の運搬表示



- 産業廃棄物を運搬している旨の表示(文字サイズ5cm角以上)
- 排出事業者の氏名又は名称(文字サイズ3cm角以上)

産業廃棄物を自ら運搬する際には、以下の書類を携帯する必要があります。

- 事業者の氏名又は名称及び住所
  - 運搬する産業廃棄物の種類及び数量
  - 積載日
  - 積載した事業場の名称、所在地及び連絡先
  - 運搬先の事業場の名称、所在地及び連絡先
- ※これらの書類に代えて産業廃棄物管理票(マニフェスト)を使用することも可能です。

運搬は、産業廃棄物を飛散流出させないなど生活環境の保全上支障を生じるおそれのないよう行う必要があります。運搬車両の両方の側面に上記の表示を行い、産業廃棄物を運搬してください。

## 処理業者を選ぶポイント

排出事業者は収集運搬や処分を委託し、処理業者に任せれば全て終わるというわけではありません。発生から最終処分が終了するまでの間、排出事業者は、自らの責任で適正な処理が行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。



### ①処理業者の許可証の確認

- 許可の有効期限が有効か。
- 委託しようとする産業廃棄物の種類や処分方法などの許可を受けているか。
- 産業廃棄物収集運搬業者については、排出事業所所在地(積む場所)と処分地(降ろす場所)を所管する両方の都道府県知事又は政令市の許可を受けているか。

### ②処理業者の事務所や処理施設の現地確認

- 収集運搬や処分を実施するために必要な人員・器材、処理施設の処理能力を有しているか。

## 産業廃棄物の保管

処理業者に産業廃棄物を引渡すまでの間は、適正に保管してください。

### 保管

周辺的生活環境に配慮して保管してください。

- 保管場所には囲いを設けて、関係者以外の者が立ち入らないようにしてください。
- 産業廃棄物の飛散、流出、悪臭が生じないように、必要に応じて容器を使用等するとともに、鼠の生息や虫の発生を防いでください。



### 水銀廃棄物については、規制が厳しくなっています。

**注意!** 蛍光灯などは、他の廃棄物と分別することなどに加えて、割れないように保管する必要があります。

### 掲示

産業廃棄物の保管場所には掲示板が必要です。

- 産業廃棄物の保管場所には、以下のような掲示板を設置してください。(掲示板の大きさは縦60cm以上×横60cm以上)

産業廃棄物保管場所	
廃棄物の種類	廃プラスチック類 金属くず ガラス陶磁器くず
管理者	氏名 又は 名称 環境課長 尼崎太郎
	連絡先 (内線)1234
最大積上高さ	1m (屋外保管のみ)

(掲示板の記載例)

#### (産業廃棄物保管基準)抜粋

廃棄物処理法施行規則第8条第1号  
第八条 法第十二条第二項の規定による産業廃棄物保管基準は、次のとおりとする。

- 一 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。
- イ 周囲に囲い(保管する産業廃棄物の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。)が設けられていること。
- ロ 見やすい箇所に次に掲げる要件を備えた掲示板が設けられていること。
- (1) 縦及び横それぞれ六十センチメートル以上であること。
- (2) 次に掲げる事項を表示したものであること。
- (イ) 産業廃棄物の保管の場所である旨
- (ロ) 保管する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)
- (ハ) 保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
- (ニ) 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、次号ロに規定する高さのうち最高のもの